

市内企業向け定着支援事業(大東市営住宅の社宅利用)

(市営住宅の社宅活用に関する募集要項)

1. 募集概要

本事業は、市営住宅の空室を市内企業向け社宅として活用することで、市内中小企業の福利厚生面、人材確保及び定着を促進するとともに、入居者の減少や高齢化が進む市営住宅における地域活力の向上を図ることを目的としています。

2. 応募の要件等

(1) 応募する事業者の要件

- ①市内に事業所を有する中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)であること。※個人での応募はできません。
- ②大東市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- ③家賃(使用料)等を遅滞なく支払うことができること。(資力を有すること。)

(2) 入居する従業員の要件

- ①応募する事業者の従業員であること。
- ②日本国内で住民登録されていること。
- ③入居する従業員又は同居者が、大東市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。

(3) 留意事項

- ・利用期間は、令和9年6月1日～令和13年3月31日までです。(現事業者が継続利用する場合は令和9年4月1日～令和13年3月31日までです。)
- ・応募にあたっては、入居予定者が決まっていることが必要です。
- ・利用にあたっては、別紙「住戸の使用条件」及び関係する各種法令等を遵守するとともに、必要な届出、手続き等については利用事業者の責任において行ってください。
- ・入居する従業員は、入居する住宅の自治会に加入し、地域コミュニティ活動等へ積極的に参加してください。
- ・利用事業者と入居する従業員は、入居開始前に自治会や近隣住民等に挨拶を行い、利用事業者は従業員の入居後も地域との顔つなぎなどを行ってください。
- ・利用事業者の決定は市が行いますが、市営住宅の使用にあたっては、利用事業者と市営住宅の指定管理者間で賃貸借契約の締結が必要です。毎月の使用料等についても利用事業者より市営住宅の指定管理者へお支払いいただきます。
- ・対象住戸には令和9年3月31日まで入居者がおられるため、退去後に必要な修繕・クリーニングを行います。そのため、鍵渡しは令和9年6月1日以降となります。(現事業者が継続利用する場合は修繕・クリーニングを行わず令和9年4月1日より継続利用とします。)

3. 募集住戸の概要

別紙「募集住戸」をご覧ください。

※位置兼住棟配置図、住戸概要・平面図、住戸の仕様、住戸の使用条件

4. 応募方法

(1) 提出方法

①電子メール（メールアドレス：sangyo@city.daito.lg.jp）

件名に「市内企業向け定着支援事業」と記載し、「大東市営住宅の社宅利用申込書」、履歴事項全部証明書を添付の上、送付してください。

②窓口

③郵送（期間内必着）

(2) 受付期間

令和8年10月1日（木）～令和8年10月30日（金）

平日（月～金）午前9時～午後5時30分

(3) 提出場所

〒574-8555

大東市谷川一丁目1番1号 大東市役所 産業・文化部 産業経済室

5. 決定の方法

応募した事業者が複数の場合は、産業経済室において抽選により利用事業者を決定します。
なお、結果については応募した事業者のすべてに通知します。

※応募要件を満たしていない場合や提出書類の記載内容が事実と異なる場合は失格となります。（応募に伴い発生した費用は返還できません。）

6. 入居までの流れ（予定）

応募（令和8年10月30日（金）まで）

利用事業者の決定（令和8年11月）

利用事業者と市営住宅の指定管理者の賃貸借契約締結（令和8年12月頃）

【事業者が入替わる場合】

現在の入居者の退去（～令和9年3月31日）

住戸修繕・クリーニング（令和9年4月～5月）

住戸の鍵渡し・入居開始（令和9年6月1日～）

【現事業者が継続利用する場合】

継続利用（令和9年4月1日～）

■問い合わせ先

担 当：大東市役所 産業・文化部 産業経済室

住 所：〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号 東別館2階

電話番号：072-870-4013

メールアドレス：sangyo@city.daito.lg.jp

募集住戸 大東市営大東深野住宅17棟501号

<位置 兼 住棟配置図>



住 所：大東市深野3丁目17番 17棟501号室

交 通：JR 学研都市線「野崎」駅より徒歩約10分

<住戸概要・平面図> ※図面は参考です

建築年度	昭和49年度
構造	鉄筋コンクリート（RC） 造5階建
住棟形式	階段室型
間取り	2DK
住戸面積	51.25㎡
駐車場	有（別途契約）
その他	EVなし・住戸内改修（令和2年）



<住戸の仕様>

令和2年に住戸内全面改修を行っています。
全面フローリングへの変更、浴槽の設置など。

＜住戸の使用条件＞

項 目		条件
使用料等	家賃（使用料）	38,000円／月 ※【参考】令和8年度の家賃。
	敷金	114,000円
	電気料金・水道代・ガス代	利用事業者又は入居者の負担
	自治会費	3,000円／年 ※【参考】令和8年度の自治会費。（自治会へお支払いください。）
	駐車場	7,500円／月（希望する場合） ※駐車場の使用手続きが必要です。
使用条件	①	利用事業者は、当該住宅を必ず住宅に困窮する従業員の住宅として利用し、その他の用途に用いないこと。
	②	入居できる世帯は1世帯とする。但し、従業員同士で同居する場合は2名までとする。
	③	入居者に家賃を設定する場合は、利用事業者が負担する使用料を超えない範囲で設定すること。
	④	利用事業者は、使用料等を期限までに遅滞なく納入すること。
	⑤	利用事業者は、市の求めに応じ入居状況を報告できるよう適切に管理を行うこと。
	⑥	利用を中止する場合、利用事業者は中止の1ヵ月前までに市へ連絡すること。
	⑦	住宅内における当該入居者のトラブル等については、真摯に対応すること。
	⑧	住宅の返還時は、清掃等を行った状態にしておくこと。
	⑨	入居者は、住宅の清掃や行事など自治会活動に積極的に参加し、6ヵ月ごとにその旨の報告を所定の様式により利用事業者を通じ、市に行うこと。
禁止事項	譲渡・転賃	住宅を使用する権利を第三者に譲渡し、交換し、貸付け、または担保等に供することはできません。
	迷惑行為	周囲の迷惑になるような騒音・振動など他の入居者に迷惑を及ぼす行為や周辺環境を乱すような行為をしないこと。
	ペットの飼育	犬、猫、鳥などの動物の飼育はできません。
	政治活動	政治活動は認められません。
その他	〔住宅の使用期間〕 使用期間については、最長令和12年度末を想定していますが、年度ごとに更新手続きが必要です。また、公営住宅本来の入居対象者の入居に支障があるなどのやむを得ない場合、更新ができないこともあります。	
	〔住宅の修繕等〕 日常のささいな小修繕や照明スイッチなどの構造上重要ではない部分の修繕については、<u>利用事業者の負担</u>となります。また、流しや洗濯機、浴室・トイレの排水管の詰まりも<u>利用事業者負担</u>です。市営住宅の指定管理者で行う修繕は、構造上重要な部分（床、柱、防水関係）と共同施設（給水・電気・ガス施設・道路など）です。本物件の明渡しに際しては、損耗及び本物件の経年変化を除き原状回復が必要となります。 ※入居者の故意又は過失による破損は、<u>全て利用事業者の負担</u>となります。	